可児市教育委員会 教育長 堀部 好彦

### 学習者用「 | 人 | 台タブレットパソコン」の正式運用について

酷暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は可児市の教育に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、各小中学校の全児童生徒に貸与するタブレットパソコンの正式運用を、今年度から開始しました。 (2月中旬に基本的な内容についてお知らせしましたが、整備や設定作業に時間を要し、当初の予定から延びています。)

つきましては、下記の配付物とその内容をご確認いただき、期日までに「可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る誓約書」を学校へご提出ください。なお、ご不明な点等ございましたら、可児市教育研究所までご連絡ください。

記

#### 1. 配付文書と対象等

配付文書	配付対象	保管	備考
(I)「I人I台タブレットパソコン」にお ける正式運用について	保護者		
(2) 可児市立小学校・中学校タブレット 活用のルール	全児童生徒	家庭	・必要事項を記入して各家庭で保管 ・各教室に   枚拡大掲示
(3) 可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る誓約書(裏面に遵守 事項を記載)	保護者	学校 (〜各卒業まで)	・必要事項を保護者が自署し、各家庭 より学校へ提出
(4) 可児市立小中学校学習者用タブレット貸与規程	保護者	家庭	
(5) 貸与物品盗難・毀損・紛失届	保護者	家庭→学校	・各家庭で保管し、随時提出

#### 2. 提出書類

・ 可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る誓約書(裏面に遵守事項を記載)

#### 3. 提出期限

・ 令和3年7月19日(月)まで※ 各学校(担任)へ提出

#### 4. その他

- ・ 本文書の配付時に、児童生徒に対して、タブレットパソコン使用、ルール等の指導を行います。 ご家庭でもご指導をよろしくお願いします。
- ・現在は校内のみ、主に授業で活用していきます。家庭への持ち帰りは、操作やルール順守がなされた上で決定します。ただし、緊急事態宣言等による長期休校措置の場合は、家庭へ持ち帰ることを予定しています。その際には、Wi-Fi 環境の有無に応じた学習ができるよう、市教育委員会、学校で検討しています。
- ・保証対象外となる主な事由は、「地震・噴火・津波等」、「故意によるもの」、「異物混入」、「紛失・ 置き忘れ」、「汚れ・かすり傷」などです。破損、故障、盗難等については、貸与規程に沿って判断 した上、保証規約内の故障等については、無償で対応(修理等)します。

〈 問い合わせ先 〉



可児市教育研究所						
電話	63-4841	63-6783				
E-mail kyoikukenkyu@city.kani.lg.jp						

# がに しりつしょうがっこう 可児市立 小学校 タブレット活用のルール

がにしきょういくいいんかい 可児市教育委員会

# 1. タブレットの基本のこと

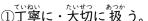
- ①タブレットは市・国のものです(市・国のお金(税金)で購入:I台約6万8千円)。可児市立小中学校の児童生徒に対し、その在学中に一人一人に貸し出されるものです。
- ②原則、入学から6年間、間じタブレットを使用します。卒業時に学校へ返します。転校の場合も学校へ返します。「転入 先の学校で新たなタブレットが貸し出されます」
- ③全員が安心・教養・気持ちよく使用するために「ルールを守る」ことが大切になります。(守られない場合は貸し出すことができなくなります)ルールは保護者と一緒に必ず確認してください。
- ④学習活動に使うためのものです。学習活動に関わること以外(ゲーム、動画を見る、SNS等)は使用できません。
- ⑤壊れた、盗まれた等の場合、(わざとしてしまったなど)ルールが守られていないと判断した場合は、お金を払ってもらうことになります。それ以外の場合は、保証制度を使って修理します。(修理の間は原則、別のものを貸し出します) なくした、傷がついた等は保証制度は使えません。

## 2. 使用場所・使用時間

- ①学校(原則、朝の会・授業・帰りの会のみ)と首宅のみで使用する。(登下校中はカバンから出さない、外上がでは、出生では使用しない、放課後の活動は先生のタブレットを使用するなど)
- ②(平日・流行ともに、学校・首宅合わせての)使用時間は「低学祥7時から20時まで」「静学祥7時から21時まで」「高学祥7時から21時30労まで」と「就一續の一時間前まで」で、「百の合計使用時間は3時間以内とする。(状況によって先生の指示に一後))
- ③続けて使用する場合は原則30分以内とする。(30分に1回1分以上、目や体を休める)

# 3. 使用について

(1)機器について



- ・落とさない ・投げない ・ぶつけない ・落書きをしない ・強く押さえない ・地面に置かない
- ・シールを貼ったりアクセサリーを付けたりしない · 水にぬらさない · 磁石 を近づけない
- ・鉛筆やとがったものなどを画面に付けない ・タブレットの上に物 (カバンなど) を置かない
- ・画面を操作しながら歩かない ・持ったまま走らない ・ストーブや日光の下など熱い所に置かない
- ・湿気の多い所で使用しない
- ②タブレットのデスクトップのアイコンの名前や並び方、位置、背景の画像、デスクトップの色などの設定は操作しない。(変更しない、落書きしない)
- ③タブレットやインターネットが使用できなくなったり(再起動をしても荒に戻らないなど)、遠れた、なくした、盗まれた等があったりした場合は、すぐに先生や学校に連絡する。そのときに、指定の「届用紙を提出する。(「百時」、「場所」、「「投売」(使用ソフト、操作、関係者、保護者への報告はしたか等)」を明確にする。首宅で起きた場合は、まず保護者に報告し、その後、18時までは学校へ電話連絡し、それ以外は、次の日の登校時に担任の先生または学校の先生に伝える)

## (2) 個人情報について

- ①タブレットのID・パスワードを他人に教えたり、他人が見えるところに書いたり貼ったりしない。
- ②タブレットを他人に貸したり、使用させたり、他人のタブレットを無断で操作したりしない。
- ③動画や画像、ソフトウェアをダウンロードしたりアップロードしたりしない。
- ④インターネット利用上、「整しいサイトに入ってしまったときは、すぐに、先生(学校)や保護者(家)に に連絡する。
- じょうかん たにん こじんじょうほう なまえ じゅうしょ てなっぱんごう しゃしん いしん とくてい とくてい (5) 自分や他人の個人情報 (名前や住所、電話番号、写真など個人の特定できるもの) はインターネット 上 に絶対に書き込まない。
- ⑥学習と、文字を入力したり、仲間とやり取りしたりする場合、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込まない。

## (3) 実際の使用について

- ①タブレットで養養した資料。やインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、先生が許可したものだけ保養する。また、使用しないデータや茶彙なデータは、原動、遠やかに消養する。
- ②カメラは先生が許可したとき以外は使用しない。原則、人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりしない。(するときは先生とその関係者に許可を得る)
- ③学校での保管は各指定の充電保管庫とする。タブレットを使用しない場合は、毎回充電保管庫にしまう。
- ④USB等の接続機器は使用しない。
- ⑤学校と自宅以外でWi-Fi接続はしない。(学校と自宅以外ではインターネット等を利用しない)



- ⑥画面から20cm以上離し、学習にふさわしい姿勢(椅子に座って背筋を伸ばす)で見たり操作したりする。(視力の維持や向上に心がける)
- ⑦長期保護等で自宅に持ち帰る場合は、 ちゅうでターで、 自宅で充電をする。 ( 充電が 100%の 状態で登校する) また、自宅での保管は、保護者の自の届く場所とする。

## 4確認署名

かたし かに しりつしょうがっこう りかい まも 私 は「可児市立 小 学校 タブレット活用のルール」を理解し、守ります。



# 可児市立旭小学校

令和3年度	(	)牮(	)組(	) 番	K	名	じしょ ( <b>自署</b> )		
							_		

ほごしゃしめい じしょ 保護者氏名 (自署)

※内容をご確認いただき、署名いただいた後は、各ご家庭にて保管ください。

### 可児市立小中学校学習者用タブレット貸与規程

(目的)

第 | 条 この規程は、可児市立小中学校に在籍する児童生徒に対する学習者用タブレットの貸与に関して 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学習者用タブレット」とは、学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具と して使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品(以下「貸与物品」という。)は、学習者用タブレット本体及び その付属品とする。

#### (貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、可児市立小中学校に在籍する児童生徒とする。

(管理)

- 第5条 市立小中学校の長(以下「学校長」という。)は、貸与状況を常に明らかにするために可児市立 小中学校学習者用タブレット貸与管理台帳(第1号様式)を備え、少なくとも1月に1回、貸与 物品の所在を確認のうえ、これに記載するものとする。
  - 2 学校長は、貸与状況に変更が生じたときは、可児市立学校学習者用タブレット貸与管理台帳(第 1号様式)に記載するものとする。

#### (貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から卒業日前の3月以内で学校長が定める日(以下 「貸与期間終了日」という。)までとする。

#### (貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

### (貸与の条件)

- 第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、可児市立小中学校学習者用タブレット貸与に係る誓約書 (第2号様式)を学校長に提出しなければならない。
  - 2 学校長は、前項の誓約書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するものとする。

#### (貸与物品の変更)

第9条 学校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者(以下「利用者」という。)に貸与した貸与物品を変更することができる。

### (貸与物品の取扱)

- 第 | 0条 利用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。
  - 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (I)貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。
    - (2)貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
    - (3)貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
    - (4)貸与物品を学習活動以外に使用すること。
    - (5)貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

- (6)貸与物品に学校長の許可なくソフトウエア(アプリ)をインストールすること。
- (7)学校長が定める学習者用タブレット取扱いガイド等に反する行為を行うこと。
- (8) その他学習者用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、可児市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

#### (遵守事項)

- 第11条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
  - (2)必要に応じて、市教育委員会又は学校長が貸与物品の利用履歴を確認することに同意すること。

#### (充電及び通信に係る経費)

- 第 1 2条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
  - (1)在籍する市立小中学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
  - (2)市教育委員会又は学校長が整備した通信以外の通信に係る経費

### (盗難・毀損・紛失の届出)

- 第 I 3条 利用者は、貸与物品の盗難・毀損・紛失があったときは、直ちに学校に報告するとともに、貸 与物品盗難・毀損・紛失届(第 3 号様式)を学校長に提出しなければならない。
  - 2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価の弁償を求めることがある。
  - 3 盗難に遭い、警察への届出後、一週間を経過しても発見されない場合は、市で代替品を提供する。

#### (損害賠償)

- 第 | 4条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害が 生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
  - 2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。
  - 3 貸与物品の使用にあたり、次に掲げる故障は、市で修理を実施し、負担する。
    - (I)本規程に従って正常に使用したにもかかわらず、内部の部品不具合等で、市がその対象と 判断した故障(自然故障)
    - (2)破損、破裂、汚損、水漏れ(水没)等の外部的な要因に起因し、正常に動作しなくなる等の故障(物損故障)
  - 4 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げるいずれかに該当する場合は、自然故障また は物品故障であっても、経費を負担しなければならない。ただし、授業や学校で定められた 教育活動において、学校教員が指導をしている際に発生したものについては、事情を考慮し たうえで判断するものとする。
    - (1)利用者の故意もしくは過失に起因する場合
    - (2)天災地変(地震、噴火、津波等)に起因する場合
    - (3)煙害、公害、塩害、温泉地における大気中の腐食性物質に起因する場合
    - (4)鳥糞、ねずみ食い、虫食い等の同部物や虫に起因する場合
    - (5)高温、高湿度等の過酷な使用に起因する場合
    - (6)埃が多い所、煙や油煙の多い所、湿度の高い所、急激な温度変化がある所、振動が強い 所、磁石、スピーカーなどの時期を発するものの近くなどで使用したことに起因する場 合
    - (7)通信環境(インターネット等)を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他ソフトウェアに起因する場合

- (8)紛失、置き忘れ、その他の事由により、貸与物品を保有しておらず、貸与物品の状態が 確認できない場合(盗難により貸与物品を保有していない場合を除く)
- (9)経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲に相当する場合(外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、自然退色、変色、劣化、錆、腐食、カビ変質、バッテリーの消耗、その他類似の事由等)

### (貸与決定の取消し)

- 第 I 5条 学校長は、第 6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、 貸与の決定を取り消すことができる。
  - (1)利用者が理由なく学校長が定める期間を超えて登校できないとき。
  - (2)利用者が貸与された学校に在籍しなくなったとき。
  - (3)利用者が第 | 0条及び第 | 1条の規定に違反したとき。
  - (4)利用者が貸与物品に代わる自己の情報端末を使用することなどにより貸与物品が不要になったと認められるとき。
  - (5)定期一斉点検など貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

#### (貸与物品の返却)

- 第16条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
  - 2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
  - 3 利用者は、貸与物品を前2項の規定により返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却 を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。
  - 4 学校長は、第 I 項又は第 2 項の規定により貸与物品が返却されたときは、貸与物品返却確認チェック表(第 4 号様式)により、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

## (連帯保証)

第 | 7条 利用者の保護者(親権者又は未成年後見人)は、第 | 2条から第 | 4条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

## (事務手続の代行)

第 I 8条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから学校長が指名した者に行わせることができる。

## (その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、可児市教育長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行する。

## 第3号様式(第13条関係)

貸与物品盗難・毀損・紛失届								
区分	<u>盗</u> 難 •	毀損 ・ 紛	失 (該当)	(20)				
対象	学習者用タブレッ 本体	・キーボー	F · AC	アダプター	・(該当に	(C)		
端末管理番号								
発生年月日	令和 年	月	目					
理由及びその状況並	びに今後の対応(て	きるだけ詳細	に記載してく	ください)				
上記のとおり報告し	ます。							
				令和	年	月	日	
学校長 様								
住 所 :								
利用者 :	可児市立		学校	左	F	組		
	(氏名)							
保護者 :	(氏名)							
※署名は必ず本人が行ってください。								

<sup>※</sup> 盗難の場合は、警察に本届を提出し、その証明書を添付してください。 (保証適用に盗難届が必要になります)